

1. 包括的ライセンス契約のライセンサーが、ライセンサーの破産や特許権等の譲渡に備え、ライセンス関係を第三者に対して対抗できる仕組みが必要。
2. 特許番号ではなく、包括的ライセンス契約単位で通常実施権を登録し、かつ、登録内容の一部を一般には非開示とする制度の創設を検討すべき。
3. あわせて取引の安全の観点から、権利の譲受人は、取得した特許権等について、取得後に対抗関係をライセンサーに対して個別に確認する制度とすることが適当。

